

どのようなときに調査が必要になりますか？

キーワード

土壤汚染対策法(法第3条、4条、5条、14条) 土壤汚染、自主調査、工場廃止、土地開発

知って得する

土壤汚染対策法上における**調査契機(調査すべきタイミング)**は5つあります。

①有害物質使用特定施設(工場)の**廃止をするとき** (法第3条第1項)

②調査義務の一時免除を受けた土地で、**900㎡以上の土地の形質変更をおこなうとき** ※(法第3条第7項)

③**3,000㎡以上の形質変更をおこなうとき** (法第4条第1項)

④**有害物質使用特定施設のある土地で900㎡以上の形質変更をおこなうとき**(調査義務の一時免除を受けていない土地の場合)
(法第4条第1項)

⑤**土壤汚染による健康被害が生ずるおそれのある土地のとき**
(法第5条)

※⑥**自主調査(法第14条)～自主的にこなう調査**

ワンポイントアドバイス

※50cm以上掘削する場合は新築工事のみならず解体工事についても該当するので注意する必要があります。

※調査は環境省が認める指定調査機関にて、法律に定められた調査をしなくてはならないので、留意が必要です。